税制改正関係

○記帳義務の拡大

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存制度が、平成26年1月からは事業所得等を生ずべき業務を行う方全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます）にその適用が拡大されます。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページに掲載されていますので、ご覧ください。（国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp）

詳しくは、阿南税務署にお問い合せください。

振替納税制度のご利用を

所得税や個人事業者の消費税（地方消費税を含む）の納税の方法に、振替納税制度があります。

この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって、納税することができるので、手間が少なくて済みます。

また、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、大変便利です。

振替納税のご利用をお勧めします。

新たに振替納税制度を希望される場合は、税務署又は預貯金先の金融機関に、「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

納税は期限内に！

確定申告による所得税の納期限は、申告期限と同じ3月15日（金）です。

期限内に納税をお済ませください。

また、振替納税を利用している方は、あらかじめ指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。

納期限を過ぎますと、年14.6%の延滞税が必要となりますので、ご注意ください。

なお、一度に納められないときは、2分の1以上を3月15日（金）までに納め、残りの税額を5月31日（金）まで延納することができます。ただし、延納期間中は、延納する税額に対し「4.3%」の利子税がかかります。

【お問い合せ先】 阿南税務署　☎0884－22－0414まで　（〒774-0030 阿南市富岡町滝の下4-4）

◆南の島で国際交流 / 野外活動体験（日本全国の小学生）

ちびっこ探検学校ヨロン島　参加者募集!!

文部科学省所管の財団法人国際青少年研修協会では、『第37回ちびっこ探検学校ヨロン島（ヨロンアドベンチャースクール）』の参加者を全国より募集しています。この事業は、沖縄に近い南の島、ヨロン島のサンゴ礁の海と美しい自然の中で、全国から参加する仲間との共同生活や様々な野外活動（イカダ作り＆イカダこぎ、さとうきび刈り＆絞り、洞窟探検など）を通して、友達作りの楽しさを知り、お互いに協力し助け合い、積極的にチャレンジする心を養います。また在日外国人小学生と活動・生活を共にすることで言語や習慣を越えて友情を深め、国際感覚を身に付ける第一歩とします。

今度の春休みは、日本全国から参加するたくさんのお友達と一緒に思い出に残る楽しい体験をしに暖かな南の島『ヨロン島』に行きませんか？

期　間　平成25年3月26日（火）～4月1日（月）
場　所　鹿児島県大島郡与論町
定　員　日本人小学生200名　在日外国人小学生100名（小学2年生～6年生）
締　切　平成25年3月6日（水）　申込み先着順
出発地と参加費　◎関西空港 132,000円　◎高松空港 131,000円　他

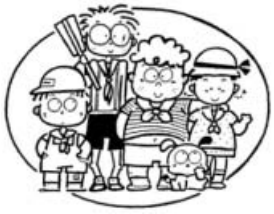

【資料請求・お申込み・お問い合せ先】 財団法人国際青少年研修協会
（〒108-0073 東京都港区三田5-7-8-921）
TEL 03－6459－4661　FAX 03－6459－4633
e-mail info@kskk.or.jp　homepage http://www.kskk.or.jp